

令和 2 年 4 月 27 日

各事業所管理者・職員の皆様

優樹福祉会職員の皆様には、令和 2 年 4 月 17 日（メールで送信済み）に『緊急事態宣言後の事業所の対応について』（通知）他の確認をしていただいたところです。さらに、令和 2 年 4 月 21 日付け福島県保健福祉部長『緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の対応について』（通知）及び【差し替え】をお送りしました。

また、令和 2 年 4 月 24 日付で福島県福祉監査課長より『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための福島県における緊急事態措置について』（通知）が出ております。

その通知とともに「福島県へお越しの皆様への緊急のお願い」「東北・新潟緊急共同宣言」等も添付いたしますので職員の皆様に周知してください。

（職員の皆様にはコピーして個々にお渡しください）

優樹福祉会では事業所での感染症対策のため、下記の対応をとることといたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 外部の方の不要不急の来所のお断りについて

あらかじめ来所の連絡があった方には、電話で内容を聞き取り不要不急の場合は事業所への来所はできる限りお断りください。

突然来所された方についても、説明し事業所内への立ち入りは極力お断りください。

※「不要不急」については各事業所での状況により管理者の判断でお願いします。

2. 体験利用や支援学校の実習について

当面の間、体験利用や支援学校の実習はお断りしてください。

体験利用や実習の予定については、各事業所でそれぞれ関係機関、相談支援専門員、学校の実習担当教諭の方と調整をし、今後の感染症の状況を踏まえつつ、実施時期、期間、内容等について弾力的な対応を検討し、今後の受け入れについて決定したことについては本部に報告をお願いいたします。

3. 職員の行動記録について

職員の行動記録については以前からお願いしているところですが、発熱や該当する症状等があった場合には行動記録の聞き取り等お願いすることになりますので、引き続き記録をとるようお願いいたします。

※『行動記録表』を添付いたしましたのでご活用ください。

以上